

# 井原市特定健康診査等実施計画書

(平成 30 年度～平成 35 年度)

**【第 3 期】**

平成 30 年 3 月

井原市国民健康保険

## 目次

<b>第1章</b>	<b>計画策定にあたって</b>	・・・	<b>1</b>
	1 背景及び趣旨	・・・	1
	2 特定健康診査及び特定保健指導の対象となる生活習慣病	・・・	1
	3 計画の性格	・・・	2
	4 計画の期間	・・・	2
	5 井原市国民健康保険における現状	・・・	2
<b>第2章</b>	<b>達成しようとする目標</b>	・・・	<b>10</b>
	1 目標の設定	・・・	10
<b>第3章</b>	<b>特定健康診査及び特定保健指導の対象者数</b>	・・・	<b>11</b>
	1 対象者数	・・・	11
<b>第4章</b>	<b>特定健康診査及び特定保健指導の実施方法</b>	・・・	<b>13</b>
	1 実施場所	・・・	13
	2 実施項目	・・・	13
	3 実施期間	・・・	15
	4 委託基準	・・・	15
	5 周知・啓発	・・・	15
	6 事業者健診等の健診受診者のデータ収集方法	・・・	15
	7 健診データ等の受領方法	・・・	15
	8 年間スケジュール	・・・	16
<b>第5章</b>	<b>個人情報保護</b>	・・・	<b>16</b>
<b>第6章</b>	<b>特定健康診査等実施計画の公表</b>	・・・	<b>17</b>
<b>第7章</b>	<b>特定健康診査等実施計画の評価及び見直し</b>	・・・	<b>17</b>
<b>第8章</b>	<b>その他</b>	・・・	<b>17</b>

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険制度のもと、高い保健医療水準を誇り、世界最長の平均寿命となっている。一方、急激な高齢化などにより生活習慣病等による医療費が増加する中、死亡原因の6割を生活習慣病が占め、また医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の約3分の1であることなどから、生活習慣病対策が求められている。

このような状況に対応するため、平成18年6月に「医療制度改革関連法」が成立し、平成20年4月には、この改革の大きな柱である「高齢者の医療の確保に関する法律」(以下「高確法」という。)が施行され、医療保険者に対して、40歳以上74歳以下の被保険者及び被扶養者を対象とする特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられた。

井原市においても、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る目標に関する基本的事項について定めた「井原市特定健康診査等実施計画」(第1期計画 計画期間：平成20年度～平成24年度、第2期計画 計画期間：平成25年度～平成29年度)を策定し、事業を実施してきたところである。

本計画は、第2期における特定健康診査及び特定保健指導の実施結果等を踏まえ、計画の見直しを行い、新たに第3期計画を策定するものである。

### ※用語の解説

**特定健康診査** 糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うもの

**特定保健指導** 内臓脂肪型肥満に着目し生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの健康状態や生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを目的とするもの

## 2 特定健康診査及び特定保健指導の対象となる生活習慣病

糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積(内臓脂肪型肥満)が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧、脂質異常等の状態が重複した場合には、虚血性疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ、特定健康診査及び特定保健指導を通じて、その該当者及び予備群者に対し、運動習慣の定着やバランスのとれた食生活、禁煙などの生活習慣の改善を行うことにより、発症リスクの低減を図ることが可能になる。

### 3 計画の性格

本計画は「高確法」第18条第2項に規定する特定健康診査等基本指針に基づき、同法第19条の規定により保険者である井原市が策定する計画であり、岡山県医療費適正化計画等と十分な整合性を図るとともに、「健康増進法」第9条第1項に規定する健康診査等指針に定める内容に留意したものとする。

### 4 計画の期間

本計画は「高確法」第19条第1項の規定に基づき、第1期及び第2期は5年を1期としていたが、医療費適正化計画が6年1期に見直されたことを踏まえ、第3期(平成30年度以降)からは6年を1期として策定する。

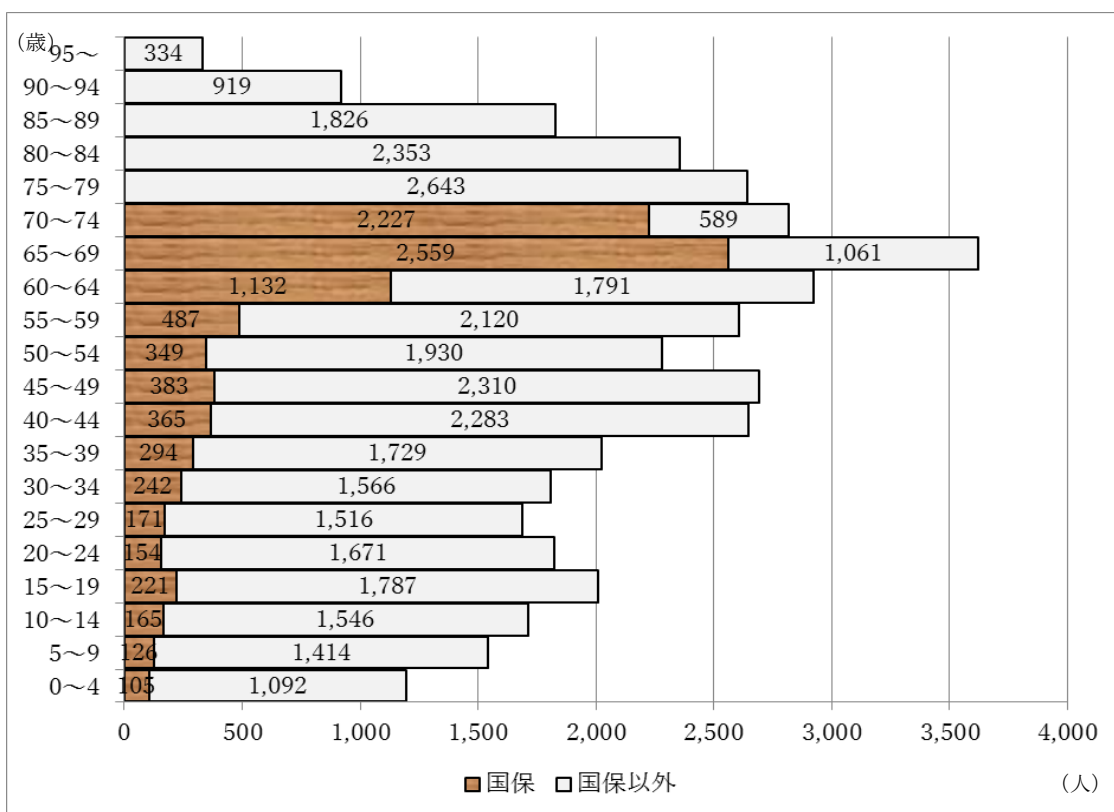
### 5 井原市国民健康保険における現状

#### (1) 特定健康診査及び特定保健指導の対象者

井原市の人口は、平成29年3月末現在41,460人(65歳以上 35.0%)で、このうち国民健康保険の被保険者は8,980人であり、国民健康保険加入率は21.7%となっている。

また、特定健康診査及び特定保健指導の対象となる40歳以上74歳以下の被保険者は7,502人で、国民健康保険被保険者全体の83.5%を占めている。そのうち、40歳代が10.0%、50歳代が11.1%に対し、60歳から64歳が15.1%、65歳から69歳が34.1%、70歳から74歳が29.7%と高齢者の割合が非常に高くなっている。

【平成29年3月末現在 井原市人口 国民健康保険被保険者年齢別グラフ】



資料：国保事業月報・住民基本台帳

## (2) 特定健康診査及び特定保健指導の現状

井原市では、対象者に受診券を発行し、特定健康診査を一般社団法人井原医師会（以下「井原医師会」という。）と集団健診実施事業者に委託し、自己負担金は無料で実施している。

特定健康診査の結果、一定の基準により、生活習慣の改善が必要な者に対して、医師や保健師、管理栄養士（以下「医師等」という。）が、生活習慣病発症のリスクに応じて特定保健指導（積極的支援、動機付け支援）を井原医師会、民間事業者への委託及び直営で、自己負担金は無料で実施している。

また、前年度未受診者を対象に電話等による受診勧奨を行い、特定健康診査の受診率向上に努めている。

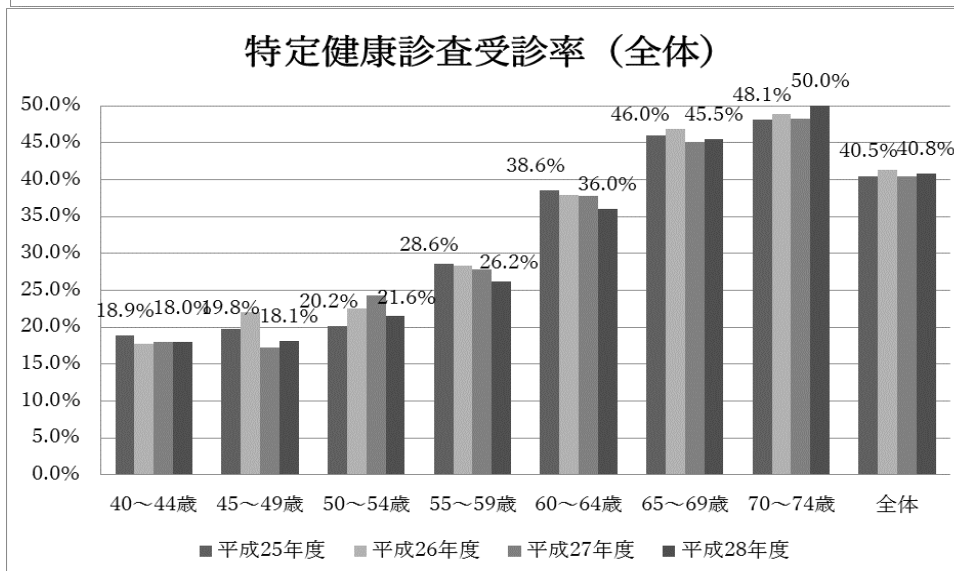
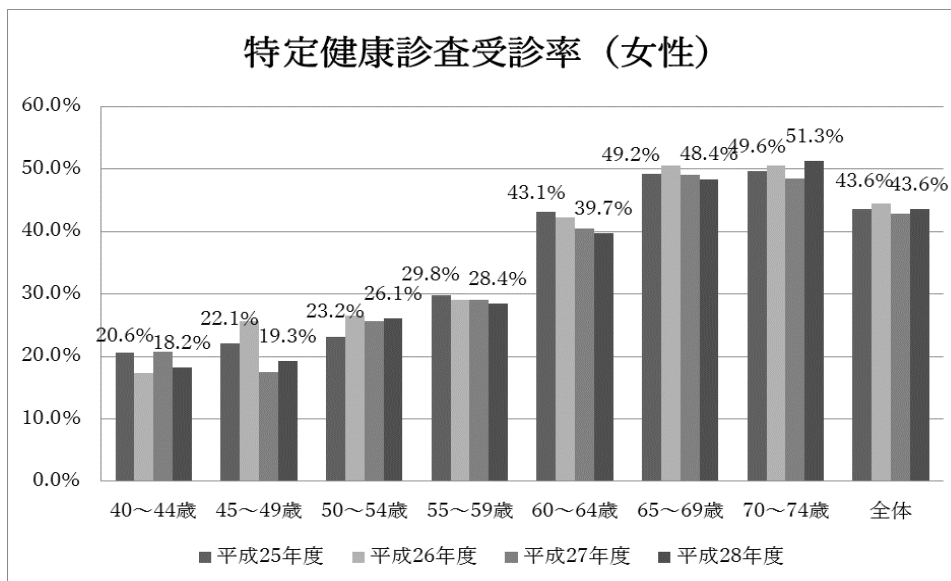
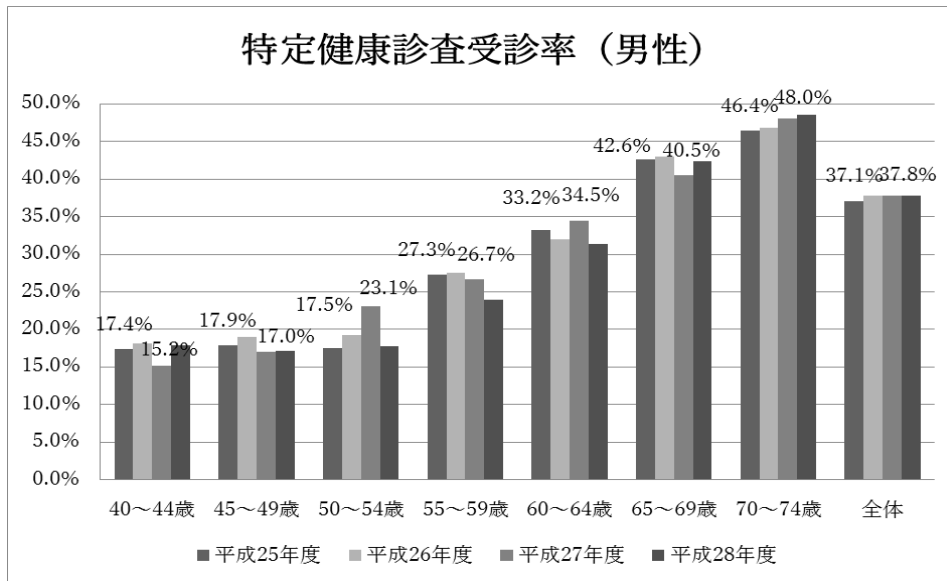
平成28年度の国民健康保険の特定健康診査受診率は、市町村国保の全国平均32.7%、岡山県平均28.9%に対して井原市は40.8%である。

一方、特定保健指導終了率は、市町村国保の全国平均26.3%、岡山県平均12.6%に対して井原市は14.8%である。

したがって、第2期の国の目標である特定健康診査の受診率60.0%、特定保健指導の終了率60.0%に対して岡山県平均、井原市とも下回っている状況である。

○特定健康診査の受診状況

年齢別では65歳以上の受診率が高く、男女別では、女性の受診率が高い傾向にある。平成25年度以降は40～41%台を推移しており、平成28年度は40.8%となり、岡山下では15市中2位となっている。



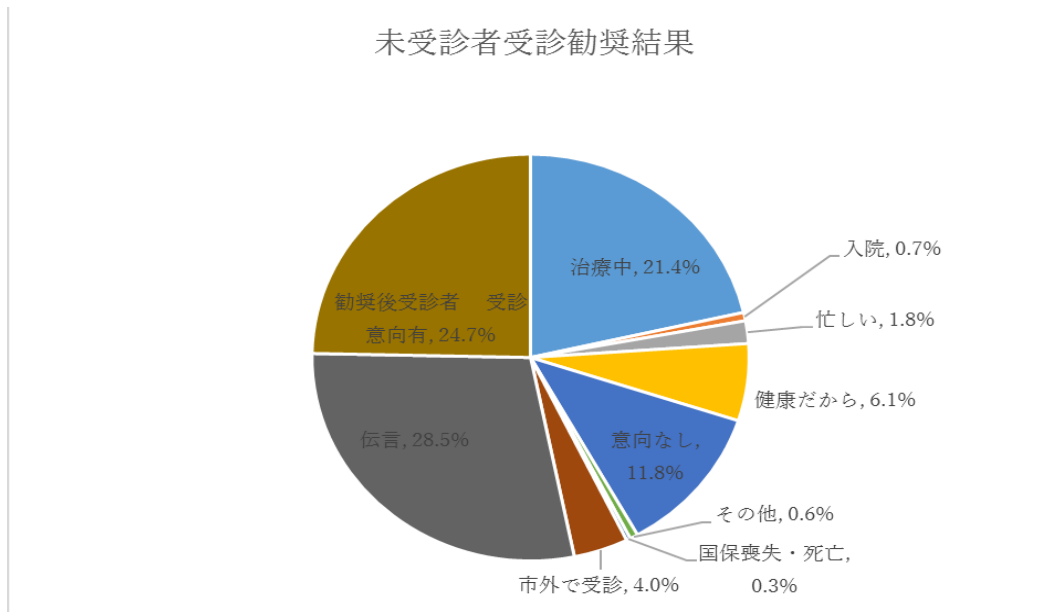
資料：法定報告値

### ○特定健康診査未受診理由結果

平成28年度に行った前年度特定健康診査の未受診者に対する電話勧奨調査では、4,006人に電話し、うち1,665件の回答を得た。

その集計結果では、回答1,665件のうち受診しない理由では357件(21.4%)が「治療中」とし、次いで「意向なし」197件(11.8%)、「健康だから」102件(6.1%)、となっている。

なお、「市外で受診」、「市の健診以外を受診意向有」と回答した者については、特定健康診査の受診率に反映させるため、健診結果データの提供及び標準的な質問票の記入をお願い(健診結果送付依頼)した。

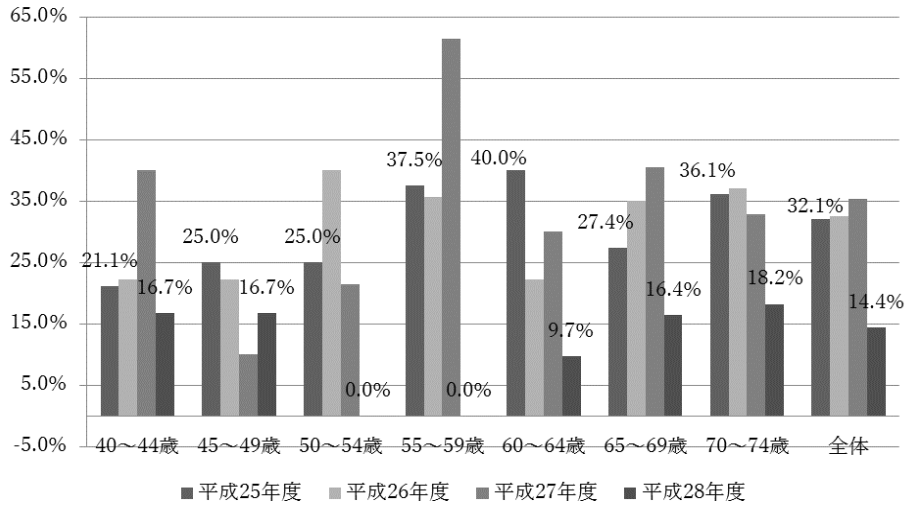


### ○特定保健指導の終了状況

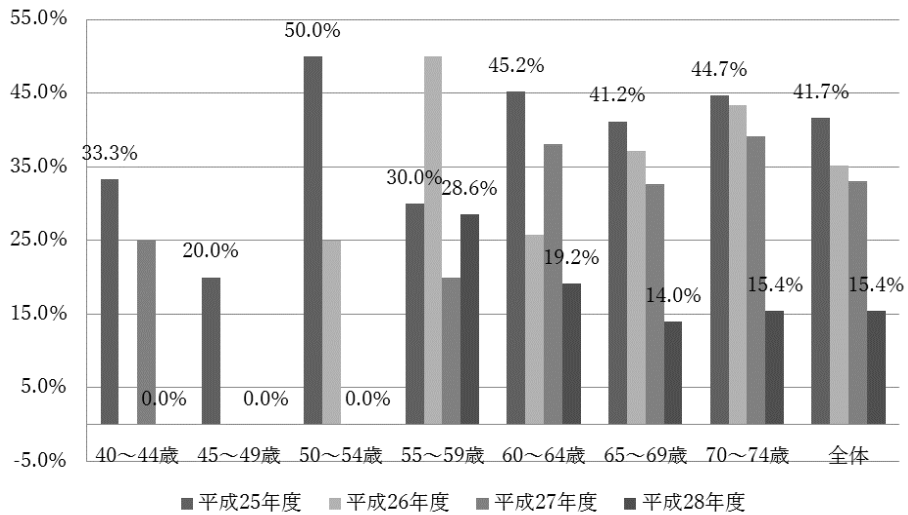
年齢別では60歳以上の特定保健指導終了率が高く、男女別では女性の終了率が高くなっている。

平成28年度は井原医師会、民間事業者への委託により特定保健指導を実施し、終了率14.8%となり、岡山県下では15市中6位となっている。

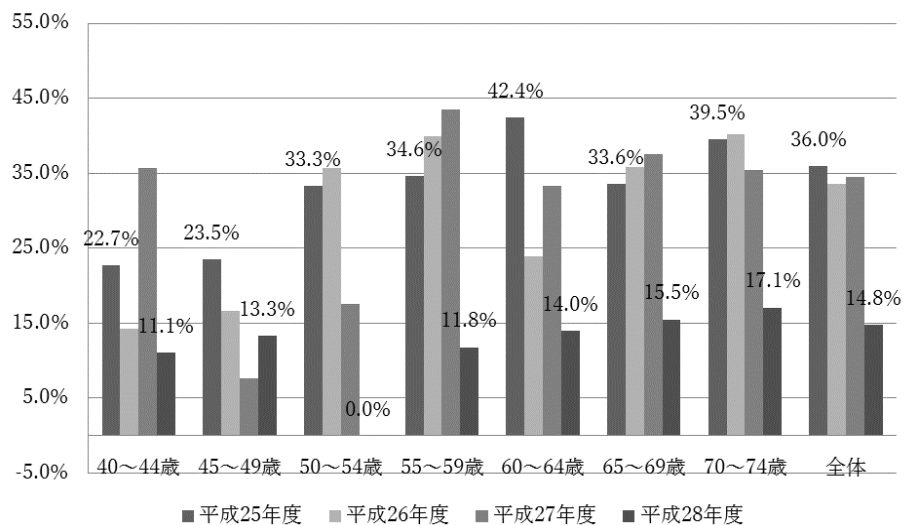
### 特定保健指導終了率（男性）



### 特定保健指導終了率（女性）



### 特定保健指導終了率（全体）



資料：法定報告値



特定健康診査等実施状況（法定報告）

項 目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特定健康診査	対 象 者 数 A	7,437 人	7,313 人	7,166 人	6,832 人
	受 診 者 数 B	3,010 人	3,022 人	2,899 人	2,788 人
	受 診 率 B÷A	40.5%	41.3%	40.5%	40.8%

積極的支援	対 象 者 数 C	80 人	64 人	65 人	64 人
	利 用 者 数 D	30 人	20 人	20 人	9 人
	利 用 率 D÷C	37.5%	31.3%	30.8%	14.1%
	終 了 者 数 E	28 人	18 人	19 人	6 人
	終 了 率 E÷C	35.0%	28.1%	29.2%	9.4%
動機付け支援	対 象 者 数 F	295 人	290 人	280 人	261 人
	利 用 者 数 G	107 人	102 人	100 人	49 人
	利 用 率 G÷F	36.3%	35.2%	35.7%	18.8%
	終 了 者 数 H	107 人	101 人	100 人	42 人
	終 了 率 H÷F	36.3%	34.8%	35.7%	16.1%
特定保健指導計	対 象 者 数 I=C+F	375 人	354 人	345 人	325 人
	利 用 者 数 J=D+G	137 人	122 人	120 人	58 人
	利用率（※1） J÷I	36.5%	34.5%	34.8%	17.8%
	終 了 者 数 K=E+H	135 人	119 人	119 人	48 人
	終了率（※2） K÷I	36.0%	33.6%	34.5%	14.8%

※1 利用率＝初回面接終了者÷特定保健指導対象者

※2 終了率＝6ヶ月後の評価終了者（前年度の初回面接終了者を含む）÷特定保健指導対象者

特定健康診査受診者の内臓脂肪症候群に関する事項（法定報告）

受診者の内、内臓脂肪該当者及び予備群者の割合はおおむね横ばいの状態である。

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
内臓脂肪該当者数 L	523 人	539 人	530 人	494 人
内臓脂肪予備群者 M	328 人	320 人	294 人	292 人
内臓脂肪該当者＋予備群者 N=L+M	851 人	859 人	824 人	786 人
受診者におけるメタボ率 N÷B	28.3%	28.4%	28.4%	28.2%

特定健康診査受診者の服薬状況：特定保健指導対象の除外要件（法定報告）

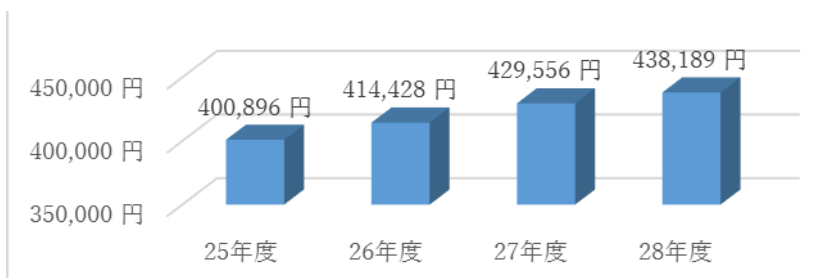
脂質異常症及び糖尿病に係る服薬者割合が微増で推移している。

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
高血圧症治療に係る薬剤服用者数	1,097人	1,116人	1,087人	1,027人
高血圧症治療に係る薬剤服用者割合	36.4%	36.9%	37.2%	36.7%
脂質異常症治療に係る薬剤服用者数	738人	798人	775人	764人
脂質異常症治療に係る薬剤服用者割合	24.5%	26.4%	26.5%	27.3%
糖尿病治療に係る薬剤服用者数	285人	291人	313人	304人
糖尿病治療に係る薬剤服用者割合	9.5%	9.6%	10.7%	10.9%

(3) 医療費の状況

被保険者数は年々減少、受診件数及び費用額は平成27年度をピークに減少しているが、1人当たり費用額は年々上昇しており平成28年度では438,189円となっている。そのうち、退職被保険者については被保険者数の減少により、医療受診件数と費用額はともに減少している。

【1人当たり費用額の推移】



【年度別医療費（療養給付費）の状況】

年度	区分	平均世帯数 (世帯)	平均被保険者数 (人)	件数 (件)	費用額 (円)	費用額前年度比 (%)	1人あたり費用額 (円)	1人あたり費用額前年度比
25	一般	5,781	9,375	153,842	3,723,153,270	103.6	397,136	104.2
	退職	503	987	16,181	430,927,320	85.9	436,603	98.9
	計	6,284	10,362	170,023	4,154,080,590	101.4	400,896	103.4
26	一般	5,741	9,207	159,084	3,764,710,744	101.1	408,897	103.0
	退職	421	843	14,309	400,294,900	92.9	474,846	108.8
	計	6,162	10,050	173,393	4,165,005,644	100.3	414,428	103.4
27	一般	5,799	9,199	165,549	3,930,566,532	104.4	427,282	104.5
	退職	292	615	11,425	285,098,802	71.2	463,575	97.6
	計	6,091	9,814	176,974	4,215,665,334	101.2	429,556	103.7
28	一般	5,689	8,927	162,839	3,884,729,020	98.8	435,166	101.8
	退職	192	401	7,579	202,698,214	71.1	505,482	109.0
	計	5,880	9,328	170,418	4,087,427,234	97.0	438,189	102.0

(資料：井原市国民健康保険事業特別会計)

### ○病名別の医療費

平成28年度診療分の病名別の上位10位のうち、2位から6位までが特定健康診査の対象となる生活習慣病であり、全体の19.4%を占めている。医療費抑制の観点からも、特定健康診査、特定保健指導は重要であると考えられる。

病名		平成28年4月分～29年3月分診療分	
		医療費(円)	構成比
1	統合失調症	251,320,539	8.9%
2	高血圧症	140,769,875	5.0%
3	慢性腎不全	133,983,928	4.7%
4	糖尿病	113,529,001	4.0%
5	高コレステロール血症	111,673,489	4.0%
6	高脂血症	48,009,964	1.7%
7	多発性骨髄腫	44,665,803	1.6%
8	維持療法の必要な難治性逆流性食道炎	36,157,424	1.3%
9	便秘症	30,776,023	1.1%
10	骨粗鬆症	30,764,567	1.1%
その他		1,881,254,896	66.6%
合計医療費		2,822,905,509	100.0%

(資料：ジェネリック差額通知統計 岡山県国民健康保険団体連合会提供)

### ○生活習慣病保有者数・率の推移

生活習慣病の保有者数は減少しているが、被保険者数の減少によるもので、生活習慣病の保有者率は、平均0.5%前後で増加している。

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
生活習慣病の保有者数	4,602人	4,521人	4,463人	4,250人
生活習慣病の保有者率	44.5%	45.1%	45.5%	46.1%

(資料：国保KDBシステム 各年度累計)

## 第2章 達成しようとする目標

### 1 目標の設定

特定健康診査等基本指針では、第3期の保険者種別ごとの目標を次のとおり定めている。

	全 国 目 標	市 町 村 国 保	国 保 組 合	全国健康 保険協会	単一健保	総合健保 私学共済	共済組合
特定健康診査 受診率	70%	60%	70%	65%	90%	85%	90%
特定保健指導 終了率	45%	60%	30%	35%	55%	30%	45%

保険者ごとの目標によると、市町村国保は特定健康診査受診率60%、特定保健指導終了率60%と、いずれも井原市の平成28年度実績（40.8%、14.8%）と比較して高い目標となっているが、厚生労働省基本指針に掲げる参酌標準、岡山県医療費適正化計画に即して次のとおり目標を設定する。

#### (1) 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の受診率を60%とする。

##### 【年度別目標値】

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健康診査受診率	45%	48%	51%	54%	57%	60%

#### (2) 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の終了率を60%とする。

##### 【年度別目標値】

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定保健指導終了率	35%	40%	45%	50%	55%	60%

#### ※国の参酌標準・指針

特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針

### 第3章 特定健康診査及び特定保健指導の対象者数

#### 1 対象者数

##### (1) 特定健康診査

特定健康診査の対象者は、実施年度中に40歳以上74歳以下の井原市国民健康保険の被保険者で、かつ当該実施年度の1年間を通じて加入している者(年度途中での加入・脱退等移動のない者)のうち、長期入院者等の除外対象者を除いた者とする。

4/1 現在	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
被保険者数 (推計値)	8,728人	8,505人	8,314人	8,149人	8,002人	7,879人
うち特定健康 診査対象者数	6,564人	6,466人	6,384人	6,316人	6,261人	6,219人
目標受診率	45%	48%	51%	54%	57%	60%
目標 受診者数	2,954人	3,104人	3,256人	3,411人	3,569人	3,732人

##### (2) 特定保健指導

特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者が特定保健指導の対象者となる。特定保健指導は、特定健康診査の結果により、腹囲、BMI及び血糖、脂質、血圧値をもとに階層化を行い、情報提供(受診者全員)、動機付け支援、積極的支援に分けて実施する。

		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
目標受診者数		2,954人	3,104人	3,256人	3,411人	3,569人	3,732人
動機 付け 支援	対象者数	274人	289人	306人	323人	339人	358人
	終了率	35%	40%	45%	50%	55%	60%
	終了者数	97人	117人	139人	162人	187人	215人
積極 的 支 援	対象者数	111人	110人	110人	109人	108人	106人
	終了率	35%	40%	45%	50%	55%	60%
	終了者数	40人	45人	51人	55人	60人	64人
計	対象者数	385人	399人	416人	432人	447人	464人
	終了率	35%	40%	45%	50%	55%	60%
	終了者数	137人	162人	190人	217人	247人	279人

○特定保健指導対象者の階層化選定基準表

基準		追加リスク ① 血糖 ② 脂質 ③ 血圧	喫煙歴	対象	
				40～64歳	65～74歳
腹囲	≥85cm(男性)	2つ以上該当	あり なし	積極的支援 ※2	動機付け支援 ※3
	≥90cm(女性)	1つ該当			
BMI ※1	上記以外で BMI ≥ 25	3つ該当	あり なし	積極的支援	動機付け支援
		2つ該当			
		1つ該当			

① 血糖（100mg/dl以上 または HbA1c(NGSP値) 5.6%以上）

② 脂質（中性脂肪 150mg/dl以上 または HDLコレステロール 40mg/dl未満）

③ 血圧（収縮期 130mmHg以上 または 拡張期 85mmHg以上）

※喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

※1 BMI

肥満度を測るための指標。「体重(kg)÷身長(m)の2乗」で算出され、25以上が肥満と判定される。

※2 積極的支援

医師等との面接を通して、対象者本人が自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を継続して行うことができるよう支援する保健指導をいう。内容としては、初回面接後3ヶ月以上(保険者の判断で、対象者の状況等に応じ6ヶ月経過後も可)にわたり、電話や電子メールなどで継続的に支援をし、支援終了後に実績評価を行う。

※3 動機付け支援

医師等との面接を通して、対象者本人が自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取組ができるよう支援する保健指導をいう。内容としては、原則初回面接のみの支援であり、3ヶ月経過後(保険者の判断で、対象者の状況等に応じ6ヶ月経過後も可)に実績評価を行う。

## 第4章 特定健康診査及び特定保健指導の実施方法

### 1 実施場所

#### (1) 特定健康診査

集団健診と個別健診で実施する。集団健診は、健診機関へ委託し巡回により実施し、個別健診は、井原医師会へ委託し医療機関で実施する。

##### ○集団健診の実施場所

井原保健センター、小中学校、公民館等市内の公共施設

##### ○個別健診の実施場所

井原医師会の会員である実施医療機関

#### (2) 特定保健指導

井原医師会、民間事業者への委託及び直営で実施する。

実施場所は、井原医師会の会員である実施医療機関、市内の公共施設等とする。

### 2 実施項目

#### (1) 特定健康診査

下記の内容により実施する。

##### 【基本項目】

項 目	内 容
既 往 歴	服薬歴及び生活習慣(喫煙習慣を含む。)の状況に係る調査(質問票)
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	理学的検査(身体診察)
身 体 計 測	身長、体重、腹囲
B M I の 測 定	$BMI = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)}^2$ の2乗
血 圧	収縮期血圧、拡張期血圧
血 中 脂 質 検 査	中性脂肪の量、HDL-コレステロールの量、LDL-コレステロールの量
肝 機 能 検 査	GOT(AST)、GPT(ALT)、 $\gamma$ -GTP
血 糖 検 査	空腹時血糖又はHbA1c(採血時間 食後10時間未満はHbA1c)
尿 検 査	尿中の糖及び蛋白の有無
医 師 の 判 断	医師の所見
メタボリックシンドローム判定	基準該当・予備群該当・非該当

##### 【追加項目】

項 目	内 容
貧 血 検 査	赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値
心 電 図 検 査	12誘導心電図
腎 機 能 検 査	血清クレアチニン(eGFRによる腎機能評価含)、尿酸

##### 【詳細項目】 医師の判断により実施

項 目	内 容
眼 底 検 査	個別健診のみで実施(集団健診は追加項目)

(2) 特定保健指導

下記の内容により実施する。

【支援形態】

区 分	内 容	方 法
情報提供	リーフレット等送付	健診結果の見方や健康の保持増進に役立つ内容の情報を提供する。
動機付け支援	初 回 面 接	原則1回の面接による支援を実施する。支援形態は、1人当たり20分以上の個別支援、または1グループ80分以上のグループ支援(1グループはおおむね8名以下とする。)
	終 了 時 評 価	3ヶ月経過後、面接または通信等により実施する。
積 極 的 支 援	初 回 面 接	動機付け支援の初回面接と同様とする。
	3ヶ月以上の 継 続 的 な 支 援	個別、グループ、電話、電子メール支援を効果的に活用して、継続的な支援を3ヶ月以上実施する。併せて進捗状況に関する中間評価を行う。
	終 了 時 評 価	継続的支援終了後、面接または通信等により実施する。
同 上 (動機付け相当)	条 件	①前年度に積極的支援に該当し、積極的支援を終了した者 ②当該年度の特定健診の結果が前年度の特定健診の結果に比べて、以下に該当する者とする。 ・BMI<30 腹囲1.0cm以上かつ体重1.0kg以上減少している者 ・BMI≥30 腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している者
	初 回 面 接	方法は動機付け支援と同じ
	終 了 時 評 価	方法は動機付け支援と同じ



### 3 実施期間

#### (1) 特定健康診査

集団健診は原則6月、7月の実施とし、必要に応じて追加健診を実施する。  
個別健診は6月から翌年3月まで実施する。

#### (2) 特定保健指導

通年実施とする。

### 4 委託基準(外部委託)

「高確法」第28条及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年12月28日厚生労働省令第157号）」第16条第1項に基づき告示で定める基準をみたま実施機関から、特定健康診査及び特定保健指導実施機関を選定する。

選定方法は、人員、施設・設備、保健指導内容、見積価格等から比較検討し選定する。

### 5 周知・啓発(案内)

市ホームページ、市広報紙、ケーブルテレビによるCM放映、緊急告知端末器「お知らせくん」の活用など、広報媒体を有効に活用し被保険者への周知・啓発に努める。

実施日程、実施場所等の1年間の計画表を作成し市広報紙へ折り込む。

特定健康診査の案内・受診券等は、5月中旬までに対象者へ郵送し、前年度未受診者等には電話による案内も適宜実施する。また、受診勧奨のため、必要に応じ、案内・受診券等を再郵送する。

特定保健指導の案内・利用券等は、特定健康診査受診結果により階層化した後、速やかに郵送し、おおむね一週間後に電話による利用勧奨を実施する。

### 6 事業者健診等の健診受診者のデータ収集方法(データ提供)

受診勧奨等により、事業者健診等、市が実施する以外の特定健康診査を受診した被保険者を把握した場合、健診結果送付依頼を行い、データを受領する。

また、データ受領の際は、原則、紙媒体での受領とする。

### 7 健診データ等の受領方法

特定健康診査データは、契約健診機関から岡山県国民健康保険団体連合会を通じ、月単位で電子データを受領して、井原市で保管する。

また、特定保健指導データは電子データ又は紙媒体で受領し、井原市で保管する。

## 8 年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特定健康診査	<p>健診案内・受診券発送（5月中旬まで） 追加健診案内・受診券発送・電話勧奨</p> <p>電話勧奨</p> <p>集団健診（6月～7月） 追加健診（10～11月）</p> <p>個別健診（6月～3月）</p>											
特定保健指導	<p>通年実施</p> <p>利用券は、健診結果受領後随時発送・利用勧奨</p>											

## 第5章 個人情報の保護

健診実施機関等が業務上知り得た個人情報の取扱いについては「井原市個人情報保護条例」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日厚生労働省）」及び「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月27日厚生労働省）」に基づいて行う。

○特定健康診査及び特定保健指導を外部に委託する際は、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を管理していく。

○特定健康診査及び特定保健指導の実施結果データは、パソコンのパスワード設定等により、セキュリティ管理を行う等、井原市情報セキュリティポリシーに基づいて適正に管理する。

○上記データの保存年数は5年とする。

○データ管理者は井原市市民課長とし、データの利用者は特定健康診査・特定保健指導の事務従事者に限る。

## 第6章 特定健康診査等実施計画の公表

「高確法」第19条第3項の規定（保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。）に基づき、特定健康診査等実施計画を市ホームページに掲載する。

## 第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、井原市国民健康保険運営協議会に特定健康診査及び特定保健指導の状況を報告し、必要に応じて見直しを検討する。

また、平成33年度に3年間の評価を行い、必要がある場合には実態に即した効果的なものに見直すこととする。

## 第8章 その他

- (1) 「健康増進法」第19条の2に基づく健康増進事業として実施しているがん検診等については、可能な範囲で関係部署と連携して実施する。
- (2) 被用者保険の保険者と連携し、特定健康診査とがん検診を同時に受診できる機会を設け、市民の受診率及び健康維持増進に努める。
- (3) 井原市国民健康保険に所属する保健師等については、特定健康診査及び特定保健指導等に係る知識及び技能を向上させるため、研修に随時参加させる。

# 井原市特定健康診査等実施計画書

平成30年 3月

---

◆ 発行 岡山県井原市  
〒715-8601 岡山県井原市井原町311番地1  
事務局：市民生活部市民課 TEL 0866-62-9514  
FAX 0866-65-0224  
E-mail:shimin@city.ibara.lg.jp

---